地域再生計画の認定の取消しについて (公示)

地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 11 月 6 日付けで地域再生計画の認定を取り消したので、同条第 4 項で準用する同法第 5 条第 18 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

番号	作成主体名 (地方公共団体)	地域再生計画の名称	地域再生計画 の区域の範囲	支援措置の名称	当初認定に係る 内閣府告示番号 又は公示番号
1	茨城県猿島郡境町	河岸の街さかい復興ブロジェクト~(仮称) S-Factory 整備計画~	茨城県猿島郡境町の全域	地方創生拠点整備交付金	令和 2 年地再認定第33号
2	栃木県小山市	農村交通を支えるAI予約シス テムを活用した交通不便地域の 輸送を介した支えあいの地域づ くり計画	栃木県小山市の全域	地方創生推進交付金	令和2年地再認定第1510号
3	京都府亀岡市	(仮称) 亀岡市買い物・地域活動拠点施設による地域再生計画	京都府亀岡市の全域	地方創生拠点整備交付金	令和2年地再認定第101号
4	広島県安芸高田市	エコミュージアム川根リニュー アル事業	広島県安芸高田市の全域	地方創生拠点整備交付金	令和 2 年地再認定第1564号
5	広島県安芸高田市	神楽ドームリニューアル事業	広島県安芸高田市の全域	地方創生拠点整備交付金	令和2年地再認定第1565号